

住み続ける過疎（中山間）地域生活サポート事業推進交付金 交付要綱

制 定：平成30年3月26日付けしま暮第563号

（目的）

第1条 県の交付する住み続ける過疎(中山間)地域生活サポート事業推進交付金（以下「交付金」という。）については、市町村が各種団体等と連携し実施する「小さな拠点づくり」に向けた取組等に要する経費について、起こした地方債の元利償還費の一部を県から交付することにより、安心して住み続けることができる中山間地域の実現を図ることを目的とする。

なお、交付にあたっては、島根県補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ次の各号に定めるところによる。

- (1) 「中山間地域」とは、島根県中山間地域活性化基本条例（平成11年3月12日島根県条例第24号、以下「条例」という。）第2条に定める地域をいう。
- (2) 「各種団体等」とは、地域コミュニティ組織、特定非営利活動法人、社会福祉法人、農業協同組合、漁業協同組合、株式会社等の団体及び2以上の個人又は法人で構成される法人格のない共同体、協議会、グループ等の任意団体をいう。
- (3) 「複合的な課題の解決」とは、生活物資の提供と併せて行う高齢者の見守り、撤退した商店等を活用して行う高齢者サロン、希望図書の配達と併せて行う健康指導の実施その他の異なる分野の取組みの連携による効率的、効果的な事業の実施によって課題の解決を図るものをいう。
- (4) 「交付事業」とは、市町村が直接若しくは各種団体等に対する委託により実施する事業又は市町村が交付金を財源とし、その目的に従って各種団体等に対して補助金を交付し若しくは負担金を支出する事業をいう。
- (5) 「事業実施主体」とは、市町村が補助事業を実施する場合の各種団体等をいう。
- (6) 「小さな拠点づくり」とは、公民館エリア（旧小学校区）を基本とし、住民同士の話し合いを通じて、地域運営（「生活機能」、「生活交通」、「地域産業」）の仕組みづくりに取り組んでいくことをいう。
- (7) 「過疎地域」とは、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域をいう。
- (8) 「地区計画」とは、地区住民の意見等を基に、「小さな拠点づくり」に向けた取組について、地域課題や解決手法となる活動内容等について記載されたもの
- (9) 「過疎債」とは、過疎地域自立促進特別措置法第12条第1項に規定する過疎地域自立促進特別事業の実施のため特別に認められる地方債をいう。

(交付金の対象)

第3条 この交付要綱において交付の対象とする事業（以下「交付対象事業」という。）は、住み続ける過疎(中山間)地域生活サポート事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）第2の3に規定する事業とする。

2 交付対象者は、過疎債を財源に交付対象事業を実施する市町村とする。

(交付対象経費等)

第4条 この交付要綱において交付の対象とする経費及び限度額等は、実施要綱第2の4に掲げる経費とする。

(交付額)

第5条 島根県知事（以下「知事」という。）は、交付対象事業を実施した翌年度に次の額を予算の範囲内で市町村に交付する。

市町村が交付対象事業の実施に要した額（過疎債ハードの起債額）に10分の1.5を乗じて得た額

(交付申請)

第6条 交付金の交付を受けようとする市町村は、様式第1号による交付申請書を交付対象事業実施の翌年度5月末日までに知事に対して提出しなければならない。

(交付決定及び交付条件)

第7条 知事は、前条の規定により交付申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地の調査等により、交付対象事業の実施に要する経費のうち必要かつ適当と認めるものについて予算の範囲内で交付金の交付額を決定し、様式第2号により市町村に通知する。

2 知事は、前項の規定に基づき決定した交付金を原則として7月末日までに交付するものとする。

3 第1項の決定には、必要に応じて条件を付することができる。

(財産処分の制限等)

第8条 補助事業者は、規則第13条第1項に規定する知事の承認を受けようとする場合には、財産処分承認申請書（様式第3号）を提出するものとする。

2 取得財産のうち、規則第13条第1項第4号の規定により知事が定めるものは、取得価格又は効用の増加価格が50万円を超えるものとする。

3 規則第13条第2項の規定により知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間とする。

(交付対象事業の経理)

第9条 市町村は、交付対象事業の経理について、交付対象事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を交付対象事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から5年の間保存しておかなければならない。

(書類の提出)

第10条 この要綱に定める申請書等書類は、提出時点までに作成した起債計画書等、過疎債の起債金額が確認できる参考書類を添付して、知事に対して提出するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、交付金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この交付要綱は、平成30年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

文 書 番 号
平成 年 月 日

島 根 県 知 事 様

市 町 村 長

平成 年度住み続ける過疎（中山間）地域生活サポート事業推進交付金交付申請書

平成 年度住み続ける過疎（中山間）地域生活サポート事業推進交付金の交付を受けた
いので、同交付金交付要綱第6条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請しま
す。

記

- 1 交付を受けようとする金額 金〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
- 2 交付事業の概要
 - (1) 起債計画書（写）
 - (2) 実施要綱に基づく実績報告書（写）

以上

文 書 番 号
平成 年 月 日

市 町 村 長 様

島 根 県 知 事

平成 年度住み続ける過疎（中山間）地域生活サポート事業推進交付金交付決定通知書

平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった平成 年度過疎（中山間）地域生活サポート事業推進交付金については、同交付金交付要綱第7条の規定により下記のとおり交付することに決定し通知する。

記

- 1 交付金の交付決定額は、金〇〇〇, 〇〇〇円とする。
- 2 交付金の交付条件は、以下のとおりとする。
 - (1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、同施行令（昭和30年政令第255号）、島根県補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）及び島根県住み続ける過疎（中山間）地域生活サポート事業推進交付金交付要綱に従わなければならない。
 - (2) 交付された交付金は、交付対象事業のために起こした過疎債ハードの償還に併せて充当しなければならない。

